

## 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

「法」…………… 地方税法（昭和25年法律第226号）

「法施行令」…………… 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「条例」…………… 幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）

改正項目	関係条項	改正内容	摘要				
1 国民健康保険税（基礎課税額）の税率	法第703条の4第5項 条例第3条第1項、 第5条及び第6条	基礎課税額の税率					
		課税区分		現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率
		所得割額		6.98%	7.3%	0.32	4.6%
		被保険者均等割額（円／年）		25,800円	26,600円	800円	3.1%
		世帯別平等割額（円／年）					
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯		30,100円	30,000円	▲100円	▲0.3%
		特定世帯※1		15,050円	15,000円	▲50円	▲0.3%
		特定継続世帯※2		22,575円	22,500円	▲75円	▲0.3%
		2 国民健康保険税（後期高齢者支援金等課税額）の税率	法第703条の4第14項 条例第7条、第9条 及び第10条	後期高齢者支援金等課税額の税率			
				課税区分		現行(A)	改正案(B)
所得割額				2.36%	2.38%	0.02	0.8%
被保険者均等割額（円／年）				7,700円	8,000円	300円	3.9%
世帯別平等割額（円／年）							
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯				8,300円	8,400円	100円	1.2%
特定世帯※1				4,150円	4,200円	50円	1.2%
特定継続世帯※2				6,225円	6,300円	75円	1.2%

※1 特定世帯

これまで国民健康保険被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国民健康保険被保険者が1人だけとなった世帯で、平等割額が最大5年間、半額となる。

※2 特定継続世帯

特定世帯として5年間の期間を満了した世帯で、平等割額が最大3年間、4分の1軽減となる。

3 国民健康保険税（介護納付金課税額）の税率	法第703条の4第22項 条例第11条、第13条 及び第14条	介護納付金課税額の税率				
		課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率
		所得割額	1.59%	1.67%	0.08	5.0%
		被保険者均等割額（円／年）	9,100円	9,100円	0円	0%
		世帯別平等割額（円／年）	7,000円	7,000円	0円	0%
4（新）国民健康保険税（子ども・子育て支援納付金課税額）の税率	法第703条の4第30項 条例第15条、第16条、 第17条及び第18条	（新）子ども・子育て支援納付金課税額の税率				
		課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率
		所得割額	—	0.29%	0.29	皆増
		被保険者均等割額（円／年）	—	1,000円	1,000円	皆増
		18歳以上被保険者均等割額（円／年）	—	100円	100円	皆増
		世帯別平等割額（円／年）				
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	—	1,000円	1,000円	皆増
		特定世帯※1	—	500円	500円	皆増
		特定継続世帯※2	—	750円	750円	皆増
〔参考〕 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども・子育て支援納付金課税額の合計						
		課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率
		所得割額	10.93%	11.64%	0.71	6.5%
		被保険者均等割額（円／年）	42,600円	44,700円	2,100円	4.9%
		18歳以上被保険者均等割額（円／年）	—	100円	100円	皆増
		世帯別平等割額（円／年）				
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	45,400円	46,400円	1,000円	2.2%
		特定世帯※1	26,200円	26,700円	500円	1.9%
		特定継続世帯※2	35,800円	36,550円	750円	2.1%

改正項目	関係条項	改正内容	摘要																																																																																										
5 国民健康保険税の減額	法第703条の5 法施行令第56条の89 条例第30条	<p>(1) 基礎課税額に係る減額</p> <table border="1" data-bbox="600 260 1792 1107"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 260 1167 304">課税区分</th> <th data-bbox="1167 260 1339 304">現行(A)</th> <th data-bbox="1339 260 1512 304">改正案(B)</th> <th data-bbox="1512 260 1659 304">増減(B-A)</th> <th data-bbox="1659 260 1792 304">増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 304 1167 349">被保険者均等割額 (円/年)</td> <td data-bbox="1167 304 1339 349">(25,800円)</td> <td data-bbox="1339 304 1512 349">(26,600円)</td> <td data-bbox="1512 304 1659 349"></td> <td data-bbox="1659 304 1792 349"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 349 1167 394">    7割軽減</td> <td data-bbox="1167 349 1339 394">18,060円</td> <td data-bbox="1339 349 1512 394">18,620円</td> <td data-bbox="1512 349 1659 394">560円</td> <td data-bbox="1659 349 1792 394">3.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 394 1167 438">    5割軽減</td> <td data-bbox="1167 394 1339 438">12,900円</td> <td data-bbox="1339 394 1512 438">13,300円</td> <td data-bbox="1512 394 1659 438">400円</td> <td data-bbox="1659 394 1792 438">3.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 438 1167 483">    2割軽減</td> <td data-bbox="1167 438 1339 483">5,160円</td> <td data-bbox="1339 438 1512 483">5,320円</td> <td data-bbox="1512 438 1659 483">160円</td> <td data-bbox="1659 438 1792 483">3.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 483 1167 528">世帯別平等割額 (円/年)</td> <td data-bbox="1167 483 1339 528"></td> <td data-bbox="1339 483 1512 528"></td> <td data-bbox="1512 483 1659 528"></td> <td data-bbox="1659 483 1792 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 528 1167 572">    特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</td> <td data-bbox="1167 528 1339 572">(30,100円)</td> <td data-bbox="1339 528 1512 572">(30,000円)</td> <td data-bbox="1512 528 1659 572"></td> <td data-bbox="1659 528 1792 572"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 572 1167 617">        7割軽減</td> <td data-bbox="1167 572 1339 617">21,070円</td> <td data-bbox="1339 572 1512 617">21,000円</td> <td data-bbox="1512 572 1659 617">▲70円</td> <td data-bbox="1659 572 1792 617">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 617 1167 662">        5割軽減</td> <td data-bbox="1167 617 1339 662">15,050円</td> <td data-bbox="1339 617 1512 662">15,000円</td> <td data-bbox="1512 617 1659 662">▲50円</td> <td data-bbox="1659 617 1792 662">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 662 1167 707">        2割軽減</td> <td data-bbox="1167 662 1339 707">6,020円</td> <td data-bbox="1339 662 1512 707">6,000円</td> <td data-bbox="1512 662 1659 707">▲20円</td> <td data-bbox="1659 662 1792 707">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 707 1167 751">    特定世帯※1</td> <td data-bbox="1167 707 1339 751">(15,050円)</td> <td data-bbox="1339 707 1512 751">(15,000円)</td> <td data-bbox="1512 707 1659 751"></td> <td data-bbox="1659 707 1792 751"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 751 1167 796">        7割軽減</td> <td data-bbox="1167 751 1339 796">10,535円</td> <td data-bbox="1339 751 1512 796">10,500円</td> <td data-bbox="1512 751 1659 796">▲35円</td> <td data-bbox="1659 751 1792 796">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 796 1167 841">        5割軽減</td> <td data-bbox="1167 796 1339 841">7,525円</td> <td data-bbox="1339 796 1512 841">7,500円</td> <td data-bbox="1512 796 1659 841">▲25円</td> <td data-bbox="1659 796 1792 841">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 841 1167 885">        2割軽減</td> <td data-bbox="1167 841 1339 885">3,010円</td> <td data-bbox="1339 841 1512 885">3,000円</td> <td data-bbox="1512 841 1659 885">▲10円</td> <td data-bbox="1659 841 1792 885">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 885 1167 930">    特定継続世帯※2</td> <td data-bbox="1167 885 1339 930">(22,575円)</td> <td data-bbox="1339 885 1512 930">(22,500円)</td> <td data-bbox="1512 885 1659 930"></td> <td data-bbox="1659 885 1792 930"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 930 1167 975">        7割軽減</td> <td data-bbox="1167 930 1339 975">15,803円</td> <td data-bbox="1339 930 1512 975">15,750円</td> <td data-bbox="1512 930 1659 975">▲53円</td> <td data-bbox="1659 930 1792 975">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 975 1167 1019">        5割軽減</td> <td data-bbox="1167 975 1339 1019">11,288円</td> <td data-bbox="1339 975 1512 1019">11,250円</td> <td data-bbox="1512 975 1659 1019">▲38円</td> <td data-bbox="1659 975 1792 1019">▲0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1019 1167 1064">        2割軽減</td> <td data-bbox="1167 1019 1339 1064">4,515円</td> <td data-bbox="1339 1019 1512 1064">4,500円</td> <td data-bbox="1512 1019 1659 1064">▲15円</td> <td data-bbox="1659 1019 1792 1064">▲0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	被保険者均等割額 (円/年)	(25,800円)	(26,600円)			7割軽減	18,060円	18,620円	560円	3.1%	5割軽減	12,900円	13,300円	400円	3.1%	2割軽減	5,160円	5,320円	160円	3.1%	世帯別平等割額 (円/年)					特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(30,100円)	(30,000円)			7割軽減	21,070円	21,000円	▲70円	▲0.3%	5割軽減	15,050円	15,000円	▲50円	▲0.3%	2割軽減	6,020円	6,000円	▲20円	▲0.3%	特定世帯※1	(15,050円)	(15,000円)			7割軽減	10,535円	10,500円	▲35円	▲0.3%	5割軽減	7,525円	7,500円	▲25円	▲0.3%	2割軽減	3,010円	3,000円	▲10円	▲0.3%	特定継続世帯※2	(22,575円)	(22,500円)			7割軽減	15,803円	15,750円	▲53円	▲0.3%	5割軽減	11,288円	11,250円	▲38円	▲0.3%	2割軽減	4,515円	4,500円	▲15円	▲0.3%	
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																																																																									
被保険者均等割額 (円/年)	(25,800円)	(26,600円)																																																																																											
7割軽減	18,060円	18,620円	560円	3.1%																																																																																									
5割軽減	12,900円	13,300円	400円	3.1%																																																																																									
2割軽減	5,160円	5,320円	160円	3.1%																																																																																									
世帯別平等割額 (円/年)																																																																																													
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(30,100円)	(30,000円)																																																																																											
7割軽減	21,070円	21,000円	▲70円	▲0.3%																																																																																									
5割軽減	15,050円	15,000円	▲50円	▲0.3%																																																																																									
2割軽減	6,020円	6,000円	▲20円	▲0.3%																																																																																									
特定世帯※1	(15,050円)	(15,000円)																																																																																											
7割軽減	10,535円	10,500円	▲35円	▲0.3%																																																																																									
5割軽減	7,525円	7,500円	▲25円	▲0.3%																																																																																									
2割軽減	3,010円	3,000円	▲10円	▲0.3%																																																																																									
特定継続世帯※2	(22,575円)	(22,500円)																																																																																											
7割軽減	15,803円	15,750円	▲53円	▲0.3%																																																																																									
5割軽減	11,288円	11,250円	▲38円	▲0.3%																																																																																									
2割軽減	4,515円	4,500円	▲15円	▲0.3%																																																																																									

改正項目	関係条項	改正内容				摘要
		(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る減額				
		課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率
		被保険者均等割額 (円/年)	(7,700円)	(8,000円)		
		7割軽減	5,390円	5,600円	210円	3.9%
		5割軽減	3,850円	4,000円	150円	3.9%
		2割軽減	1,540円	1,600円	60円	3.9%
		世帯別平等割額 (円/年)				
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(8,300円)	(8,400円)		
		7割軽減	5,810円	5,880円	70円	1.2%
		5割軽減	4,150円	4,200円	50円	1.2%
		2割軽減	1,660円	1,680円	20円	1.2%
		特定世帯※1	(4,150円)	(4,200円)		
		7割軽減	2,905円	2,940円	35円	1.2%
		5割軽減	2,075円	2,100円	25円	1.2%
		2割軽減	830円	840円	10円	1.2%
		特定継続世帯※2	(6,225円)	(6,300円)		
		7割軽減	4,358円	4,410円	52円	1.2%
		5割軽減	3,113円	3,150円	37円	1.2%
		2割軽減	1,245円	1,260円	15円	1.2%

改正項目	関係条項	改正内容					摘要
		(3) (新) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額					
		課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	
		被保険者均等割額 (円/年)	—	(1,000円)			
		7割軽減	—	700円	700円	皆増	
		5割軽減	—	500円	500円	皆増	
		2割軽減	—	200円	200円	皆増	
		18歳以上被保険者均等割額 (円/年)	—	(100円)			
		7割軽減	—	70円	70円	皆増	
		5割軽減	—	50円	50円	皆増	
		2割軽減	—	20円	20円	皆増	
		世帯別平等割額 (円/年)					
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	—	(1,000円)			
		7割軽減	—	700円	700円	皆増	
		5割軽減	—	500円	500円	皆増	
		2割軽減	—	200円	200円	皆増	
		特定世帯※1	—	(500円)			
		7割軽減	—	350円	350円	皆増	
		5割軽減	—	250円	250円	皆増	
		2割軽減	—	100円	100円	皆増	
		特定継続世帯※2	—	(750円)			
		7割軽減	—	525円	525円	皆増	
		5割軽減	—	375円	375円	皆増	
		2割軽減	—	150円	150円	皆増	

改正項目	関係条項	改正内容	摘要																																																																	
		<p>(4) 未就学児の被保険者均等割額に係る減額</p> <table border="1" data-bbox="595 256 1792 935"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 256 1167 304">課税区分</th> <th data-bbox="1167 256 1339 304">現行(A)</th> <th data-bbox="1339 256 1512 304">改正案(B)</th> <th data-bbox="1512 256 1659 304">増減(B-A)</th> <th data-bbox="1659 256 1792 304">増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 304 1167 379">基礎課税額 被保険者均等割額 (円/年)</td> <td data-bbox="1167 304 1339 379">12,900円</td> <td data-bbox="1339 304 1512 379">13,300円</td> <td data-bbox="1512 304 1659 379">400円</td> <td data-bbox="1659 304 1792 379">3.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 379 1167 427">    7割軽減</td> <td data-bbox="1167 379 1339 427">3,870円</td> <td data-bbox="1339 379 1512 427">3,990円</td> <td data-bbox="1512 379 1659 427">120円</td> <td data-bbox="1659 379 1792 427">3.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 427 1167 475">    5割軽減</td> <td data-bbox="1167 427 1339 475">6,450円</td> <td data-bbox="1339 427 1512 475">6,650円</td> <td data-bbox="1512 427 1659 475">200円</td> <td data-bbox="1659 427 1792 475">3.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 475 1167 523">    2割軽減</td> <td data-bbox="1167 475 1339 523">10,320円</td> <td data-bbox="1339 475 1512 523">10,640円</td> <td data-bbox="1512 475 1659 523">320円</td> <td data-bbox="1659 475 1792 523">3.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 523 1167 598">後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額 (円/年)</td> <td data-bbox="1167 523 1339 598">3,850円</td> <td data-bbox="1339 523 1512 598">4,000円</td> <td data-bbox="1512 523 1659 598">150円</td> <td data-bbox="1659 523 1792 598">3.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 598 1167 646">    7割軽減</td> <td data-bbox="1167 598 1339 646">1,155円</td> <td data-bbox="1339 598 1512 646">1,200円</td> <td data-bbox="1512 598 1659 646">45円</td> <td data-bbox="1659 598 1792 646">3.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 646 1167 694">    5割軽減</td> <td data-bbox="1167 646 1339 694">1,925円</td> <td data-bbox="1339 646 1512 694">2,000円</td> <td data-bbox="1512 646 1659 694">75円</td> <td data-bbox="1659 646 1792 694">3.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 694 1167 742">    2割軽減</td> <td data-bbox="1167 694 1339 742">3,080円</td> <td data-bbox="1339 694 1512 742">3,200円</td> <td data-bbox="1512 694 1659 742">120円</td> <td data-bbox="1659 694 1792 742">3.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 742 1167 801">(新) 子ども・子育て支援納付金課税額 被保険者均等割額 (円/年)</td> <td data-bbox="1167 742 1339 801">—</td> <td data-bbox="1339 742 1512 801">500円</td> <td data-bbox="1512 742 1659 801">500円</td> <td data-bbox="1659 742 1792 801">皆増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 801 1167 849">    7割軽減</td> <td data-bbox="1167 801 1339 849">—</td> <td data-bbox="1339 801 1512 849">150円</td> <td data-bbox="1512 801 1659 849">150円</td> <td data-bbox="1659 801 1792 849">皆増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 849 1167 896">    5割軽減</td> <td data-bbox="1167 849 1339 896">—</td> <td data-bbox="1339 849 1512 896">250円</td> <td data-bbox="1512 849 1659 896">250円</td> <td data-bbox="1659 849 1792 896">皆増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 896 1167 935">    2割軽減</td> <td data-bbox="1167 896 1339 935">—</td> <td data-bbox="1339 896 1512 935">400円</td> <td data-bbox="1512 896 1659 935">400円</td> <td data-bbox="1659 896 1792 935">皆増</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	基礎課税額 被保険者均等割額 (円/年)	12,900円	13,300円	400円	3.1%	7割軽減	3,870円	3,990円	120円	3.1%	5割軽減	6,450円	6,650円	200円	3.1%	2割軽減	10,320円	10,640円	320円	3.1%	後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額 (円/年)	3,850円	4,000円	150円	3.9%	7割軽減	1,155円	1,200円	45円	3.9%	5割軽減	1,925円	2,000円	75円	3.9%	2割軽減	3,080円	3,200円	120円	3.9%	(新) 子ども・子育て支援納付金課税額 被保険者均等割額 (円/年)	—	500円	500円	皆増	7割軽減	—	150円	150円	皆増	5割軽減	—	250円	250円	皆増	2割軽減	—	400円	400円	皆増	
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																																																
基礎課税額 被保険者均等割額 (円/年)	12,900円	13,300円	400円	3.1%																																																																
7割軽減	3,870円	3,990円	120円	3.1%																																																																
5割軽減	6,450円	6,650円	200円	3.1%																																																																
2割軽減	10,320円	10,640円	320円	3.1%																																																																
後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額 (円/年)	3,850円	4,000円	150円	3.9%																																																																
7割軽減	1,155円	1,200円	45円	3.9%																																																																
5割軽減	1,925円	2,000円	75円	3.9%																																																																
2割軽減	3,080円	3,200円	120円	3.9%																																																																
(新) 子ども・子育て支援納付金課税額 被保険者均等割額 (円/年)	—	500円	500円	皆増																																																																
7割軽減	—	150円	150円	皆増																																																																
5割軽減	—	250円	250円	皆増																																																																
2割軽減	—	400円	400円	皆増																																																																

改正項目	関係条項	改正内容	摘要											
		<p>(5) (新) 出産被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額</p> <table border="1" data-bbox="600 256 1850 523"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 256 943 308">課税区分</th> <th data-bbox="943 256 1850 308">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 308 943 379">所得割額</td> <td data-bbox="943 308 1850 379">所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間※3のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 379 943 451">被保険者均等割額</td> <td data-bbox="943 379 1850 451" rowspan="2">出産被保険者につき算定した被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（7割・5割・2割軽減により減額するものとした場合にあつては減額後の額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間※3のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 451 943 523">18歳以上被保険者均等割額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) (新) 18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に係る減額</p> <table border="1" data-bbox="600 628 1850 890"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 628 943 679">課税区分</th> <th data-bbox="943 628 1850 679">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 679 943 890">被保険者均等割額</td> <td data-bbox="943 679 1850 890">国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳未満被保険者※4がある場合の当該納税義務者に課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者※4につき算定した被保険者均等割額（7割・5割・2割軽減により減額するものとした場合にあつては減額後の額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額する。</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	改正案	所得割額	所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間※3のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。	被保険者均等割額	出産被保険者につき算定した被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（7割・5割・2割軽減により減額するものとした場合にあつては減額後の額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間※3のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。	18歳以上被保険者均等割額	課税区分	改正案	被保険者均等割額	国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳未満被保険者※4がある場合の当該納税義務者に課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者※4につき算定した被保険者均等割額（7割・5割・2割軽減により減額するものとした場合にあつては減額後の額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額する。	<p>※3 産前産後期間</p> <p>出産被保険者の出産予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間をいう。</p> <p>※4 18歳未満被保険者</p> <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。</p>
課税区分	改正案													
所得割額	所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間※3のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。													
被保険者均等割額	出産被保険者につき算定した被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（7割・5割・2割軽減により減額するものとした場合にあつては減額後の額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間※3のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。													
18歳以上被保険者均等割額														
課税区分	改正案													
被保険者均等割額	国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳未満被保険者※4がある場合の当該納税義務者に課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者※4につき算定した被保険者均等割額（7割・5割・2割軽減により減額するものとした場合にあつては減額後の額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額する。													

改正項目	関係条項	改正内容				摘要																								
6 国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額	法第703条の4第11項及び第37項 法施行令第56条の88の2 条例第2条第2項及び第5項	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">課税区分</th> <th style="width:12.5%;">現行(A)</th> <th style="width:12.5%;">改正案(B)</th> <th style="width:12.5%;">増減(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">66万円</td> <td style="text-align: center;">67万円</td> <td style="text-align: center;">1万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">26万円</td> <td style="text-align: center;">26万円</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">17万円</td> <td style="text-align: center;">17万円</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">3万円</td> <td style="text-align: center;">3万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">109万円</td> <td style="text-align: center;">113万円</td> <td style="text-align: center;">4万円</td> </tr> </tbody> </table>				課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	基礎課税額の課税限度額	66万円	67万円	1万円	後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	26万円	26万円	変更なし	介護納付金課税額の課税限度額	17万円	17万円	変更なし	子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額	—	3万円	3万円	合計	109万円	113万円	4万円	<p>※5 特定同一世帯所属者</p> <p>国民健康保険から後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。</p>
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)																											
基礎課税額の課税限度額	66万円	67万円	1万円																											
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	26万円	26万円	変更なし																											
介護納付金課税額の課税限度額	17万円	17万円	変更なし																											
子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額	—	3万円	3万円																											
合計	109万円	113万円	4万円																											
7 国民健康保険税の軽減判定所得基準	法第703条の5 法施行令第56条の89第1項及び第2項 条例第30条第1項第2号及び第3号	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;"></th> <th style="width:30%; text-align: center;">(現行)</th> <th style="width:10%; text-align: center;">⇒</th> <th style="width:30%; text-align: center;">(改正案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 7割軽減</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> <math>43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)</math> </td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>(2) 5割軽減</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> <math>43万円 + (30.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)</math> </td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> <math>43万円 + (31万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)</math> </td> </tr> <tr> <td>(3) 2割軽減</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> <math>43万円 + (56万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)</math> </td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> <math>43万円 + (57万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)</math> </td> </tr> </tbody> </table>					(現行)	⇒	(改正案)	(1) 7割軽減	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	⇒	変更なし	(2) 5割軽減	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (30.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	⇒	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (31万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	(3) 2割軽減	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (56万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	⇒	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (57万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$									
	(現行)	⇒	(改正案)																											
(1) 7割軽減	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	⇒	変更なし																											
(2) 5割軽減	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (30.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	⇒	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (31万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$																											
(3) 2割軽減	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (56万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	⇒	<div style="text-align: center;">世帯の合計所得</div> $43万円 + (57万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} \times 5)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$																											

## 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）  第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>基礎課税額の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.98を乗じて算定する。</u></p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る<u>基礎課税額</u>の部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第4条 略</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）  第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.3を乗じて算定する。</u></p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第4条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,800円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,600円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、<u>第10条及び第26条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、<u>第10条及び同項</u>において同じ。）以外の世帯 <u>30,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,050円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>22,575円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、<u>第10条、第18条及び第30条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、<u>第10条、第18条及び第30条第1項</u>において同じ。）以外の世帯 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>22,500円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.36</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.38</u>を乗じて算定する。</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,700円</u>とす</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,000円</u>とす</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>る。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,150円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,225円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.59</u>を乗じて算定する。</p> <p>第12条～第14条 略</p>	<p>る。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,200円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,300円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.67</u>を乗じて算定する。</p> <p>第12条～第14条 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p>第15条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p>第16条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。</p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p>第17条 第2条第5項において18歳以上被保険者均等割額として加算する額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第15条 略</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第16条 国民健康保険税は、<u>第19条、第23条及び第24条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第17条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月16日から6月30日まで  第2期 7月16日から7月31日まで  第3期 8月16日から8月31日まで  第4期 9月16日から9月30日まで  第5期 10月16日から10月31日まで  第6期 11月16日から11月30日まで  第7期 12月1日から12月25日まで  第8期 1月16日から1月31日まで</p> <p>2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は<u>納税通知書</u>に定めるところによる。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (<u>第26条</u>の規定によ</p>	<p><u>割額</u>)</p> <p>第18条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円  (2) 特定世帯 500円  (3) 特定継続世帯 750円</p> <p>第19条 略</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第20条 国民健康保険税は、<u>第23条、第27条及び第28条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第21条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月16日から6月30日まで  第2期 7月16日から7月31日まで  第3期 8月16日から8月31日まで  第4期 9月16日から9月30日まで  第5期 10月16日から10月31日まで  第6期 11月16日から11月30日まで  第7期 12月1日から12月25日まで  第8期 1月16日から1月31日まで</p> <p>2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、<u>納税通知書</u>に定めるところによる。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第22条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (<u>第30条</u>の規定によ</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>る減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(特別徴収)</p> <p><u>第19条</u> 町長は、当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 町長は、当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。</p> <p>(特別徴収義務者の指定等)</p> <p><u>第20条</u> 前条、<u>第23条</u>及び<u>第24条</u>の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p><u>第23条</u> 町長は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月</p>	<p>る減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(特別徴収)</p> <p><u>第23条</u> 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。</p> <p>(特別徴収義務者の指定等)</p> <p><u>第24条</u> 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p><u>第27条</u> 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日まで</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>31日までの間における特別徴収対象年金給付（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の36第1項</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 <u>町長は</u>、前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。</p> <p>（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）</p> <p><u>第24条</u> <u>町長は</u>、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>法第718条の8第1項</u>に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) <u>第19条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 <u>当該年度の初日から初日の属する年の9月30日までの間</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>（普通徴収税額への繰入）</p> <p><u>第25条</u> <u>町長は</u>、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなく</p>	<p>の間における特別徴収対象年金給付（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の36</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。</p> <p>（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）</p> <p><u>第28条</u> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>法第718条の8第2項</u>に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって<u>徴収するものとする</u>。</p> <p>(1) <u>第23条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 <u>当該年度の初日から9月30日までの間</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>（普通徴収税額への繰入）</p> <p><u>第29条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこ</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>なったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第17条第1項</u>の納期がある場合においては<u>それぞれの納期</u>において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 <u>町長は</u>、特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定の例</u>によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p><u>第26条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額</u>（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者</p>	<p>と等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第21条第1項</u>の納期がある場合においては<u>それぞれの納期</u>において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定</u>によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p><u>第30条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額</u>（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）<u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額</u>（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>18,060円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,070円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>10,535円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>15,803円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,390円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,810円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,905円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,358円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,370円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円</p>	<p>(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>18,620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>10,500円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>15,750円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,600円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,880円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,940円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,410円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,370円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,050円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>7,525円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>11,288円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,850円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,150円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,075円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,113円</u></p>	<p>いて <u>700円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>700円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>350円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>525円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,000円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>7,500円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>11,250円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,160円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,020円</p> <p>(イ) 特定世帯 3,010円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 4,515円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円</u></p> <p>(イ) <u>特定世帯 250円</u></p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 375円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,320円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円</p> <p>(イ) 特定世帯 3,000円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 4,500円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>1,540円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,660円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>830円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,245円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,820円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p><u>1,600円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,680円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>840円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,260円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,820円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>200円</u></u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20円</u></u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>200円</u></u></p> <p>(イ) <u>特定世帯 <u>100円</u></u></p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 <u>150円</u></u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,870円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,450円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,900円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,155円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,925円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,080円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,850円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下</p>	<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,990円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,650円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,300円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,200円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,000円</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>150円</u></p> <p>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 <u>250円</u></p> <p>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>500円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第26条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第28条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第26</p>	<p>「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) 略</p> <p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第30条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第32条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第30</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p><u>第27条</u> 略</p> <p>（国民健康保険税に関する申告）</p> <p><u>第28条</u> 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生したものは、当該納税義務が発生した日から15日以内）に<u>当該納税義務者、特定同一世帯所属者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u>ただし、<u>当該納税義務者、特定同一世帯所属者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納税義務者、特定同一世帯所属者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）</u>である場合においては、この限りでない。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p><u>第28条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定す</p>	<p>条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p><u>第31条</u> 略</p> <p>（国民健康保険税に関する申告）</p> <p><u>第32条</u> 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生したものは、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、<u>当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）</u>である場合においては、この限りでない。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p><u>第32条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定す</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>るものをいう。) <u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p><u>第28条の3</u> 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(3) 出産の予定日</p> <p>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</p> <p>(5) その他町長が必要と認める事項</p> <p>2～4 略</p> <p><u>第29条</u> 略</p> <p><u>第30条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、同項中「法703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算</p>	<p>るものをいう。) <u>又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p><u>第32条の3</u> 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>(平成25年法律第27号)</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(3) 出産の予定日</p> <p>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</p> <p>(5) その他町長が必要と認める事項</p> <p>2～4 略</p> <p><u>第33条</u> 略</p> <p><u>第34条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第30条第1項</u>の規定の適用については、同項中「法703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>10 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等</p>	<p>した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>10 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が若しくは特定同一世帯</p>	<p>一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が若しくは特定同一世帯</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する<u>商品先物取引</u>に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地に係る事業所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並び</p>	<p>所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する<u>先物取引</u>に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地に係る事業所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>に外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する</p>	<p>金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第30条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第30条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第30条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第30条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>る法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>る法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>20 当分の間、平成22年度以後の<u>第29条第1項</u>による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p> <p>21 略</p> <p>22 前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、<u>第29条第3項</u>の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。</p> <p>23 略</p> <p>24 附則第21項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、<u>第29条第4項</u>の規定は適用しない。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 <u>第29条第3項</u>の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により<u>第29条第2項</u>に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和4年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和6年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>	<p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>20 当分の間、平成22年度以後の<u>第33条第1項</u>による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p> <p>21 略</p> <p>22 前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、<u>第33条第3項</u>の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。</p> <p>23 略</p> <p>24 附則第21項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、<u>第33条第4項</u>の規定は適用しない。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 <u>第33条第3項</u>の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により<u>第33条第2項</u>に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和4年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和6年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>